午後２時00分　開会

１　協議事項について
【中村委員長】　本日は石田委員から遅刻の申し出が出ており、到着までに決をとる場合は委員長に一任するということである。それでは本日の協議事項について事務局から説明させる。
【議事担当係長】　本日は、協議事項一覧表の番号63「定例会の日程」、番号64「【委員会】インターネット中継の実施　「別途申し送り事項あり」、番号65「委員会ネット中継の早期実施」、その関連として本年１月17日の本委員会で先送りとしていた番号14「【委員会】（ある程度の）事前通告をする」、以上４件を本日の日程（１）から（４）としてご協議いただく。（１）、（２）、（４）は自民党・新政クラブから、（３）は明るいみらい大和からの提案である。

（１）定例会の日程
【中村委員長】　自民党・新政クラブ提案の協議事項（１）は、代表質問や予算、決算の委員会設置などを想定した提案であるが、現在のところ、本委員会で合意に達しているものがないため、本提案を取り下げるかどうかを本日までに検討すると前回の本委員会で提案会派から申し入れがあった。検討結果を自民党・新政クラブに確認したい。
【古木委員】　提案を取り下げる。
【中村委員長】　本件は提案会派からの申し出により取り下げとする。

全　員　了　承

（２）【委員会】インターネット中継の実施　別途「申し送り事項」あり
（３）委員会ネット中継の早期実施
（４）【委員会】（ある程度の）事前通告をする
【中村委員長】　（２）から（４）については、いずれも委員会のインターネット中継に関係する事項であるので一括して協議する。（２）の別途申し送り事項については、別に資料１として配付した。その中の新政クラブの申し送り事項の記載にあるとおり、まずは委員会審査の方法を改革した後にインターネット中継を実施するということが自民党・新政クラブからの提案である。明るいみらい大和提案の（３）は委員会を現状のままを中継するということか。
【赤嶺委員】　そのとおりである。
【中村委員長】　（２）と（３）の提案は現在のままでは意見が一致しないので、この場で協議をして合意を図る必要がある。
【高久委員】　委員会のインターネット中継には同意するが、申し送り事項

の新政クラブ欄に記載されている「各委員の質問を持ち時間制にする」という点について、日本共産党は同意できない。現在でも時間を制限しなければ委員会運営に支障を来すような状況ではない。
【中村委員長】　日本共産党は明るいみらい大和と同じ意見か。
【高久委員】　そのとおりである。
【中村委員長】　実施時期については、速やかにということでよいか。
【高久委員】　準備ができ次第、実施したい。
【山崎委員】　神奈川ネットワーク運動は、現在の委員会の形式がよいと思っている。事前通告せずに質疑をし、審査をする中でその場で思い立った点についても質問できることは柔軟性に富んでいる。インターネット中継については、明るいみらい大和同様、現状のままで実施したい。
【山田副委員長】　委員会のインターネット中継については、既に合意事項であると理解している。委員会が長時間になるケースが生じた場合に、不公平感があるという考えから、当時の新政クラブから申し送り事項のような項目が出されたのだと思う。委員会が長時間に及ぶことで中継にかかる費用がふえるような事態になるのか。
【事務局次長】　中継に関する予算面には大きな影響はない。委員会全てを視聴することを想定するのではなく、どの委員がいつ質問するのかが決まっていれば、視聴する方もその部分を選択して見ることができるという議論があったと記憶している。
【山田副委員長】　自民党･新政クラブもそのような考えに基づいた提案か。
【中村委員長】　委員会審査の質を高めることが当時の新政クラブの大きな理由であった。山崎委員は、今の委員会運営について、その場で思い立った点も聞けるのでが柔軟な質疑ができるからよいとの意見であるが、事前に調べればわかるようなことを質疑している様子がインターネット中継で発信されるのは恥ずかしいことではないかと思う。しっかりと準備をした上で質疑をすべきである。今は思いつきで質疑しているような場面も見受けられる。中継する以上は、視聴者に見やすいものを提供することが大前提で、現状のままを中継すればいいという考えが自民党・新政クラブにはない。まずは中継を実施してから、その後に変えていけばよいとの意見もあったが、一度始めたら容易に変えられるものではない。本市の今の委員会運営のほうがよいというが、他市でもいろいろなことをやっており、私は実際に足を運んで確認している。是非、委員各位も他市のものをご自身で見ていただいた上で、よいところは取り入れるというような柔軟な視点も持っていただきたい。
　他会派の前期申し送り事項では、公明党は「①委員を出している会派の委員外議員の発言を禁止する。」と、「②委員を出していない会派の委員外議員の発言に制限を設ける。」としている。当時の明るいみらい・やまとは、「委員会のインターネット中継についての議論と委員会運営に関する議論は切り離して議論をする。」と「委員会のインターネット中継を早急に実施した上で、アンケート等を実施し、市民の意見に沿う形で市民が求める中継に

改めていく手順が望ましい。」である。神奈川ネットワーク運動は、「一問一答で行われる委員会審査は市民にわかりやすい。委員会のインターネット中継を早急に実施した上で、市民の意見を聞きながら委員会運営を改善していく。」で、日本共産党は、「言論の府である議会において、委員会のインターネット中継のために発言の機会や時間短縮があってはならない。」ということであった。

【山田副委員長】　公明党からの申し送り事項は、会派制に立った立場からの意見である。

【山崎委員】　公明党の申し送り事項は、すでに合意された事項ではないのか。

【中村委員長】　現在は委員を出している委員外議員の発言を禁止まではしていない。

【事務局次長】　委員外議員の発言については、平成23年の議会運営委員会での決定により、「同じ会派に委員がいる場合は、その委員に全権委任をした形で会派の意見を発言してもらい、委員外議員の発言は極力行わない。委員がいない委員会でも極力簡潔に発言をする」となっている。当時の事務局の調査では、ほぼ本市と同様に運用されていたのは座間市議会のみであった。他市議会の回答は委員外議員の規定はあるが原則発言を行わないのが常である、あるいは質問の意味すら分からないというものであった。

【山崎委員】　中村委員長の言うとおり、調べればわかるようなことを委員会で聞くことはよくないと考える。そういった質問をしないように取り決めをすればよいのではないか。

【赤嶺委員】　委員会のインターネット中継について全会派で合意した代表者会はいつ行われたものか。

【事務局次長】　代表者会での合意については記憶しているが、それがいつであったのかは、この場に資料がない。

【赤嶺委員】　３年か４年前であったと記憶している。委員会のインターネット中継について合意をした際に、委員会運営に関する改革を行わなければ同意をしないといった前提はなかったと思う。その後、導入の議論をするに当たって、委員会運営に関する改革案が出て、この議論が何年も平行線をたどっている。合意の時点に立ち戻れば、委員会中継を実施することが最大の合意ではなかったか。まず行うべきは委員会のインターネット中継であり、その後の委員会運営のあり方については、中継の実施後に進めていくべきものだと思う。

【山田副委員長】　そもそもなぜ委員会のインターネット中継をしようという議論が、このような話になったのか。市民の皆さんに委員会中継を見ていただくことが重要なのであれば、できることからやるべきであり、まず中継の目的を改めて明確にすべきではないか。

【赤嶺委員】　議会基本条例においても、情報の積極的な提供に努めるとされており、委員会のインターネット中継を実施するための理由や整備は既に

できていると考える。
【山崎委員】　先ほどの事務局の説明では、順番などが決まっていると視聴者が見やすいとのことであったが、委員会のインターネット中継が実施された場合、画面に情報を提供することはできるのか。
【事務局次長】　現在、本会議の中継において既に行っているが、映像画面の横に議事日程を掲示しており、会議のどの場面であるかは、そこから知ることができる。仮に委員会中継ということになれば、画面に当日の質疑予定者の順番を掲示することはシステム上可能である。
【山崎委員】　予算の審査などの際には、歳出科目等の表示も可能か。
【事務局次長】　予算科目の款、項まで表示をすることは情報が膨大であり、別に予算書も公開しているので、そちらからご自身の視聴したい項目を探していただくほうがよいと考える。何費の審査がいつごろになるのかは見当がつきにくいと思う。
【山崎委員】　自民党・新政クラブの提案では、各会派の発言がいつなのかが明確になるというイメージか。
【中村委員長】　詳細は決まっていない。視聴者がどうすれば見やすいのかを検討して、見やすく提供するという考えである。現状の委員会のあり方をよりよいものにして、インターネット中継するというのが基本的な考え方である。今のままでもすぐに中継を実施したいという考え方と、実施する以上は視聴者に見やすくわかりやすいものを提供するべきだという考え方とは、大きく違う。自民党・新政クラブは委員会審査の方法、予算決算の委員会設置などの提案をしており、これについては詳細を議会運営委員会に提案するようにとの合意があったので先日提案した。それも委員会のあり方の改革で、予算決算の審査は委員会を設けて集中して行い、冒頭で各会派の代表者による質疑を本会議場で行うことに合意が得られれば、新たに設備を追加することなく、既存の設備ですぐにでも委員会中継が可能である。さらに詳細な質疑を見たいとの声が市民からあれば、各分科会で行う予算の審査を中継するようにすればよいのではないか。
【小田委員】　補足するが、自民党・新政クラブは、予算、決算の委員会を新たに設け、一般質問の１日を予算、決算の委員会の代表質問に充てて、国会の予算審議のように時間を決めて質疑をし、それを委員会中継として中継する。提案をしている現在の常任委員会は分科会として審査を行うというものである。委員会のインターネット中継を否定しているものではない。また、現状のまま委員会中継を実施すれば、長時間に及ぶ。時間が無制限なので、自己の意見だけを長々と述べて実質の質疑はわずかというケースも考えられる。委員会のインターネット中継を実施するのであれば、時間制限も含め、ルールを設けてから行うべきというのが自民党・新政クラブの考えである。
【高久委員】　議案や陳情を委員会でどのように審査しているのか市民に見ていただくことが重要である。現状のほうが質問に対する答弁を聞いて、別の議員が関連して質問するなど、活発に質疑ができて集中もできる。インタ

ーネット中継のために持ち時間制にすると、会派ごとに順番に質疑を行うようになり審査が深まらない。他市議会の委員会運営のほうが優れているとの意見があったが、本市議会のほうが優れていると思う。
【山崎委員】　議会運営委員会の視察で、委員会に制限を設けている自治体を視察した。１人10分など、時間が短いことに驚き、またそれでも時間が余る議員がいるということにも驚かされたところもあった。それで審査ができているのかという思いだった。自民党・新政クラブの提案では、委員会のインターネット中継以前のことを協議することになるのではないか。

（　石田委員　入室　）

【赤嶺委員】　委員会運営のあり方と委員会のインターネット中継の導入について、同時に議論をしていたら意見が異なるので合意に達することはできない。まずは合意をしたところまで戻って、そこから協議を始めればよい。委員会のインターネット中継の合意をした時点では、委員会運営に関する規定を変更しなければ導入しないという意見はなかったはずである。そうすると、インターネット中継をまず実施し、その後に時間がかかっても委員会運営のあり方について議論を深めることが本来のあり方だと思う。
【小田委員】　現行のまま委員会のインターネット中継を実施することがよいと思う理由を伺いたい。中継自体については緊張感も高まり賛成であるが、特定の委員が長々と質問したり、話をしたりして、審査が長時間化する懸念がある。
【赤嶺委員】　インターネット中継の有無にかかわらず、委員会審査は行われる。審査時間に制限を設けることは、むしろ委員会の自由な議論に制限を加えることになると思っている。
【中村委員長】　先ほど高久委員から本市議会の委員会運営のほうが優れているとの意見があったが、私が言ったのは他市議会にもよいところがあるのでそれを取り入れようとの趣旨である。本市議会の運営が悪くて他市議会のほうがよいという意味ではない。
　最近の委員会審査のトレンドとして、有識者が指摘しているのは委員間討議である。議会は市側との質疑だけではなく、委員間で討議をして決めるのが議会審議のあり方だということで改革を進めている議会がある。そういったことを協議してから委員会中継をすべきだと思う。赤嶺委員から、当初そのような話はなかったと発言があったが、前期の本委員会で、委員会のインターネット中継を実施する際には、どのようなことを解決すべきかということについて、全ての会派から申し送り事項が出されている。そもそもの合意が委員会のインターネット中継なのだから、直ちに中継を実施すればよいというのはいかがなものか。
【赤嶺委員】　本委員会で合意が得られない現状では、まず当初の合意に立ち戻って判断をするべきだと言っている。それならば、なぜ当時の新政クラ

ブは委員会のインターネット中継に合意をしたのか。委員会審査のあり方はその後に出た話である。

【中村委員長】　皆が合意をして、この申し送り事項を出している。委員会のインターネット中継の導入には、具体的にどのような検討をしなくてはならないのか意見が出されたので申し送り事項となった。それは前期の本委員会から今期へ申し送られたものであり、議論しないわけにはいかない。

【山田副委員長】　まず委員会のインターネット中継実施には合意をした。小田委員が先ほど１人の委員が独占的に話をしたらどうするのかと言われたが、それはやはりよくない。ある程度納得が得られるような制限をするといった話が出ることは理解する。委員会のインターネット中継を実施するために協議をするのはよいが、自民党・新政クラブの提案では委員会の改革自体を先に行って、それからでないと委員会のインターネット中継ができないということである。そうなると合意をした意味がなくなってしまう。現状のままで中継を実施してしまうのもどうかと思うが、一方で委員会全体の運営方法まで変えるのではなく、単に委員会のインターネット中継を実施するに当たり、危惧されることについてのルールを決めればよいとの意見もあるようである。委員会運営そのものを考えてから中継を実施するというのは話が違うと言う赤嶺委員の考えも理解する。

【赤嶺委員】　委員会は現在も行われている。それをインターネット中継していない現実こそが問題であって、中継の合意がなされている以上、委員会のインターネット中継の実施は速やかに行われるべきである。山田副委員長の言うように、問題や課題が全くないとは言えないので、それはしっかりと議論しようと言っている。これに合意できないと中継自体ができないということで、平行線のまま３年も４年も経っている。この現状が一番の問題であり、ここは切り離して議論を進めなければいけない。

【小田委員】　その場合、１人の委員が長時間話し続けるかもしれない。言い方は適切ではないかもしれないが、パフォーマンスのために質問し続けるかもしれない。そういった懸念にはどのような解決を考えているか。

【赤嶺委員】　それは推測である。委員会のインターネット中継がされても、委員会に臨む姿勢が変わらなければ、特に危惧されるようなことが行われる可能性はない。それが、起こるかもしれないからと、ルールをつくるところからやっていては、現状でも各会派で意見が異なっており、合意に至ることはない。そこが問題だと言っている。

【高久委員】　１人で質問を繰り返す委員がいるようなら、委員長が議事を整理することで運営できると考える。先ほど委員間討議が大事である旨の話があったが、現状の運営のほうが委員同士の意見も交えて、施策について議論できていると思う。時間が制限されてしまっては表面的な議論になり深まることはないと考える。

【山崎委員】　委員間での討議については賛成で、ぜひ行うべきであると考える。決算が議案となった本年９月議会の委員会は早い時間で終了した。そ

れでよいのかと思っている。委員会のインターネット中継を実施することで議論が深まることになれば、それは中継の効果と考える。仮に自己のアピールの場として使う委員がいれば、委員長が注意すればよい。委員外議員の発言のように個々の議員が注意すればよく、皆で協議をして決めればよい。

【中村委員長】　自民党・新政クラブは委員会のインターネット中継に反対しているわけではない。委員会改革をしっかりやりたいという思いがある。それが終わるまでは何もやらないのでは、それはそれで問題である。市民の方々にとっても大きな関心があり、議会でも時間を割いて行っているのは予算、決算である。予算、決算の委員会を別に設け、重要なところを各会派の代表者が代表質疑として本会議場で委員会として実施し、既存設備で中継するならば、すぐにでも委員会中継が行える。さらに詳細を見たいという要望があれば、それは次の段階で考えればよい。できるところからやればよいとの意見があったが、これなら次の議会からでもできる。

【山崎委員】　その議論は、議会運営委員会で協議されることであり、その結果が出なければ実施できないのではないか。

【小田委員】　現状の委員会のやり方では委員会のインターネット中継を実施することは厳しいというのが、自民党・新政クラブの意見である。

【赤嶺委員】　それでは合意ができないので、当初の合意に立ち戻って、まず実施から始めようという提案をしている。

【山崎委員】　委員会のインターネット中継をするかしないかだけを決めればよいのではないか。

【小田委員】　委員会のインターネット中継自体には賛成している。関連として、あえて言わせていただくが、きょう、本委員会に遅刻した委員が１名いた。もしインターネットで中継されていれば遅刻するようなことはないはずである。誰にも見られておらず、本人に緊張感がないから遅刻するのである。中継を実施すれば市側も議会側もよりしっかりすると思う。ただし、現在のフリートークのような状態では懸念が大きいと考えており、何らかのルールづけはしたほうがよい。自民党・新政クラブから提案している予算、決算委員会の設置は、現在の常任委員会のやり方を担保しており、それとは別に代表質疑を本会議場で時間制限をして開催すれば委員会中継も実施できるというものである。皆さんの意見の着地点としては、よいのではないか。

【山田副委員長】　今の話は自民党・新政クラブがよいと思って出した提案である。今の話を聞くと、委員会のインターネット中継の実施は合意されていないとしか思えない。委員会のインターネット中継を実施するには申し送り事項に記載されている、質問を事前通告制にするなど大きな委員会改革を行わなくてはならない。合意があるのだとすれば、今の委員会のやり方の中で懸念されるような事項についてはルールを定めて、市民に公開できるようにするのが一定のルール決めだと思う。審査の内容を変えなければ、委員会のインターネット中継はできないと思っているならば、その委員会改革ができていないので、委員会のインターネット中継については、話し合いをして

もこの場では合意できないということである。
【中村委員長】　山田副委員長の発言のとおり、この場で全会一致には至らないようであるがどうか。
【小田委員】　自民党・新政クラブから議会運営員会に提案している予算、決算委員会の代表質疑はインターネット中継の実施をすることとしている。
【赤嶺委員】　予算、決算委員会の設置については、まだこれから議論が必要であり、それを前提に議論を進めることはできない。現在、常任委員会や特別委員会は行われており、行われているものに関して速やかに中継を実施することの合意は得られているので、そこは進めていく必要がある。意見として申し述べておく。
【中村委員長】　本件は全会一致には至らなかったので現状のとおりとすることでどうか。

全　員　了　承

２　その他
【中村委員長】　その他について、事務局から何かあるか。
【議事担当係長】　次回、第16回の本委員会は、１月20日（金）午後２時からである。協議事項は、明るいみらい大和提案の番号66、「基本条例改正（旧13条の復活、一般質問の条項、反問権、一問一答、全会一致の見直し）」と、自民党・新政クラブ提案の番号67、「【本会議】一般質問は「一問一答」式を導入する。自席マイクの整備」と、明るいみらい大和提案の番号68、「対面式演壇の導入設置」､番号69｢自席マイク導入(移動時間減少⇒人件費減)｣、次に番号70、71をとばして、番号72「全会一致の見直し（議会基本条例に追加し、条例改正の手続きにより、決定方法の見直しを可能とする）」と、自民党・新政クラブ提案の番号73「【議会運営委員会】議決は、例外なく多数決とする」、番号74「【全員協議会】議会全体が関係することは、全員協議会で行い、議決は多数決で決する」の以上７項目の協議をお願いするものである。
【中村委員長】　次回の協議事項は、事務局の説明のとおりであるが、明るいみらい大和が提案している番号66と番号72は、議会基本条例の改正との記載がある。条例の検証については、議会基本条例第22条に「議会は、一般選挙を経た任期開始から４年を超えない期間ごとに、この条例が制定の目的に沿っているかどうかを検証し、必要な措置を講じるものとする。」とされている。このことから、番号66と番号72に記載された内容は、協議するとすれば、今後の条例の検証の際ではないかと考えられる。念のため、提案会派に対して、番号66と番号72に記載の内容は条例の検証にかかわる提案なのかを確認したい。
【赤嶺委員】　そもそも条例の検証をする組織はあるのか。どういうふうに検証を進めていくのか合意がされているのか。

【議事担当係長】　条例上、定めているのは先ほどの委員長の説明までで、検証の方法、組織等については今後決めていくことになる。
【赤嶺委員】　明るいみらい大和では、本委員会が検証に値する組織だと考える。
【議事担当係長】　本委員会の位置づけを改めて説明する。先ほどの条例の検証については第22条であるが、本委員会は第21条にある議会改革のための組織として設置されており、「議会は、議会活動の不断の評価と改革を行うため、必要に応じて議会改革のための組織を設置することができる。」との規定に基づき、組織されている。
【赤嶺委員】　議会基本条例の改正も議会改革の一環と考えれば、本委員会で議論しても差し支えないのではないか。
【議事担当係長】　第21条は改革を行うための組織を定めており、条例の検証はそれとは別の条文として第22条が設けられている。皆様に協議をしていただいて条例をこのように定めたものである。
【中村委員長】　選挙から２年が経過しており、あと２年で第22条に基づいた検証を行わなければならない。旧13条（議会基本条例検討協議会で合意されなかった一問一答、反問権に関する条文案）の復活といった一つの条文ではなく、条例全体を検証して改正の要否も踏まえて協議しなければならない。明るいみらい大和の提案が条例の改正について触れているので、議会基本条例の検証を行う組織のほうで協議してはどうかということである。
【赤嶺委員】　その組織とは何なのかを聞いている。
【事務局次長】　条文を上げて説明をしているが、いずれの条文も主語は「議会は」という始まりである。議長が代表者会に諮問して本委員会を組織した経緯があるので、同時に改革の検討と並行して委員を選出するのは負荷がかかりすぎる。時機を見てということになるが、本委員会同様、代表者会等に議長が条例にのっとって検証を行う組織を設置する提案をして、それを議題に組織の設置を検討していくことが想定される。
【赤嶺委員】　説明にあるような方法で進めていくのであれば、速やかに検証を行うための組織を設置しなければならないと思う。それならば、明るいみらい大和が本委員会で提案している番号66、68、69は取り下げたい。そのかわりに、議会基本条例の検証を行う組織の設置について議論を進めていただきたい。
【山田副委員長】　提案の中に、旧13条の復活が含まれてはいるが、議会改革という意味では、それ以外の反問権、一問一答、全会一致の見直しの部分については本委員会で議論できるのではないか。
【中村委員長】　条例改正、検証までを行いたいという意図ならば別の組織で行うこととなるが、山田副委員長の言うように反問権、一問一答、全会一致の見直しの部分は本委員会でも協議できるがどうか。
【赤嶺委員】　本委員会で協議しても、また新たな組織で協議をすることになるのではないか。

【山田副委員長】　ここで合意できれば条項を変えられるのではないか。
【赤嶺委員】　その議論も新たな組織で行う必要があると考えている。
【中村委員長】　一問一答などは、議会基本条例に記載がなければできないということではない。議会基本条例を制定していない他市議会でも反問権がある議会は存在する。反問権、一問一答、全会一致の見直しについては、項目として見直しを協議し合意ができれば、条例にそれを加えるか加えないのかは、また次の話である。
【赤嶺委員】　また改めてその議論をする可能性があるので、条例の検証を行う組織で明るいみらい大和の提案をしていきたい。
【山田副委員長】　そもそも一般質問の条項はない。その条項を入れるかどうかは、条例を検証する組織で協議するのだろうが、議会改革として反問権、一問一答、全会一致の見直しは協議すべきではないか。
【赤嶺委員】　本委員会が議会基本条例の検証もできる組織であると判断をしていた。また過去の経緯から、本件は本委員会では合意に達することは難しいと思っている。結論を得るのに時間がかかり、難しい課題であるということから、条例を検証する組織に改めて本件を提案して議論させていただきたい。
【中村委員長】　先ほど、番号66、68、69を取り下げたいとの申し出であったが、番号72も条例について触れているがどうか。
【赤嶺委員】　番号72の議会基本条例に追加するとの記載は、あくまで一つの手段として記載をしているもので、全会一致の方法を変えたいということが主であるので、自民党・新政クラブの提案と同様である。
【中村委員長】　それでは、明るいみらい大和からの提案である番号66、68、69は取り下げることとし、番号72は主たる内容は全会一致の見直しとのことなので本委員会で協議する。
【赤嶺委員】　番号66、68、 69は取り下げるが、議会基本条例を検証する組織の設置を新たに提案したい。
【中村委員長】　それは新たな提案なので、全ての協議事項が終了してからとなる。明るいみらい大和からの番号66、68、 69の取り下げと、組織の設置提案については全ての協議事項が終了したのちに協議することの２点についてはよろしいか。

全　員　了　承

【山崎委員】　番号70、番号71が次回の協議対象にならないのはなぜか。
【議事担当係長】　次回協議する全会一致や多数決といった提案と番号70、番号71は関連性が薄いので委員長と相談し、関連のある提案をまとめて先に協議していただくこととした。
【山崎委員】　70、71は別の日程で協議すると理解してよいか。
【議事担当係長】　そのとおりである。

【中村委員長】　次回の協議内容は、自民党・新政クラブの提案の番号67、「【本会議】一般質問は「一問一答」式を導入する。自席マイクの整備」と、明るいみらい大和提案の番号72「全会一致の見直し（議会基本条例に追加し、条例改正の手続きにより、決定方法の見直しを可能とする）」の全会一致に関する部分と、番号73「【議会運営委員会】議決は、例外なく多数決とする」、番号74「【全員協議会】議会全体が関係することは、全員協議会で行い、議決は多数決で決する」、この４点とする。提案会派から説明はあるか。

【小田委員】　提案として、番号67は今の形式から一問一答形式に変更し、再質問や最初の質問以降の議論をする際に自席にマイクがあったほうがよいのではないかという提案である。

番号73は、なかなかお互いの主張がかみ合わなくて合意できないことが本委員会でも続いている。何か物事を決めていくときに、議会全体にかかわるものについても多数決を取り入れられないかという提案である。

番号74も同様で、全員協議会も多数決で行えばよいのではないか。全員が議論に加わるのでどのような結果になっても不満が少なく、多数決で物事を進めていけるのではないかと考える。

【中村委員長】　各会派で意見をまとめて、次回出席いただきたい。次回は１月20日午後２時である。欠席遅刻等される場合は必ず代理を立てていただき、定刻から始められるよう各会派にお願いしたいと思う。ほかに何かあるか。

【赤嶺委員】　本委員会は任意の組織なのか。

【議事担当係長】　地方自治法第１００条第12項で位置づけたものではないという意味では、任意の組織であるが、運営については基本的にはそれらに準じている。

【赤嶺委員】　議会には会議規則など一定の規定がある。ドレスコードのようなものとして皆さんはそれらを意識して各会議等に臨んでおられるものと思う。当然、本委員会においても、服装について出席される委員各位は十分考え、自覚していただきたい。これは意見である。

【中村委員長】　ほかにあるか。

【高久委員】　先ほど全員協議会の話があったが、全員協議会に議決権はあるのか。

【事務局次長】　全員協議会も任意の会議であり、議決を行う場ではない。何らかの合意という意味合いで提案されているかと思う。厳密に言葉を使えば、委員会や本会議とは異なるので疑義が生じるところだと思う。

【中村委員長】　ほかになければ、以上で終了する。

午後３時11分　閉会